

武蔵野市教育委員会 交際費支出基準

令和元年7月1日から施行

○弔慰金

令和2年4月1日一部改正

対 象	本 人				配偶者・父母・子※3			
	供花	香典※2	弔電	備考	供花	香典※2	弔電	備考
教育長・教育委員	○	○(10,000円)	○		○	○(10,000円)	○	
市長、副市長 市長以外の執行機関の委員長及び委員 市議会議員	○	○(10,000円)	○			○(10,000円)	○	
事務局職員(再任用職員を含む)	○※1		○	現職のみ			○	
学校教職員(都費のみ)	○※1		○	産休代替含む 現職のみ			○	
都内市区町村教育長 友好都市教育長	○※1		○	現職のみ				
市功労者 (元教育長・元教育委員など)		○(10,000円)	○	功労者表彰条例第6条2号 に掲げる者				
教育委員会が設置する各委員会の委員 その他、教育委員会が任命又は委嘱する者 学校医		○(10,000円)	○	現職のみ				
児童・生徒		○(10,000円)	○		※1 教育長又は教育長職務代理者等が葬儀に参列 する場合には、供花にかえて香典を支出する ことができる。 ※2 香典は、教育長又は教育長職務代理者等が葬儀 に参列する場合に限り支出することができる。 ※3 配偶者の父母は対象としない。 ※4 その他とは、本市教育行政に特に貢献した者や教 育委員会と特に関わりの深い団体の役員などで、 別途協議の上、支出を決定する。 ■ 弔電は、葬儀に参列できない場合にのみ送る。			
元校長・元教頭・副校長			○					
事務局会計年度任用職員 その他、教育委員会が任用する者			○					
その他※4	○※1		○					

○見舞金

児童・生徒の傷病の時のみ支出することができる。

○祝金・会費・手土産等

外部性、公益性の観点から判断し、必要に応じて実費を支出する。
 祝金、会費については、教育長が欠席する場合であって、部長又は課長がその代理で出席する場合は、その交際費を支出することができる。
 ただし、来賓としての紹介、登壇、スピーチ等、教育長の代理としての位置付けが明確な場合に限る。